

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 3年 5月 27日。

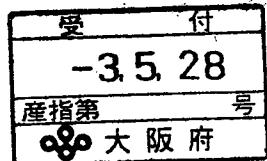
大阪府知事 殿

提出者

住 所
氏 名

京都市伏見区京町北7丁目21番地1
株式会社 増田組

代表取締役社長 大藪 純一



(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 075-601-7321

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 増田組 大阪支店。
事業場の所在地	大阪府門真市小路町10番1号。
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	06：総合工事業
②事業の規模	完成工事高 290,000万円
③従業員数	2人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙の通り

(日本産業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
	排 出 量	6080. t	87 / t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 再利用及び適正処理のため、可能な限り分別を行い、適正な業者へ処分を依頼した。 			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
	排 出 量	500. t	20 · t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> 上記取り組みを引き続き実施する。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> 金属くず、木くず、廃石膏ボード等を分別するため、専用の保管ヤードの確保や、コンテナを設置した。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> 上記取り組みを引き続き実施する。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
115 .t	47 .t	60 .t	27 .t

②計画

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
15 .t	15 .t	10 .t	10 .t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	(これまでに実施した取組)			・特になし
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物	
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			・特になし	

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和2年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(これまでに実施した取組)			・特になし	
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t	
(今後実施する予定の取組)			・特になし	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t
0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
①現状	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(これまでに実施した取組)			
・特になし			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
②計画	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	0 t
(今後実施する予定の取組)			
・特になし			

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和2年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
①現状	全処理委託量	6080. t	87. t
	優良認定処理業者 への処理委託量	t	11. t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者 への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以 外 の熱回収を行う業 者	t	t
(これまでに実施した取組)			
・産業廃棄物の委託ができる業者を選定し、 書面による契約を結んでいる。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
0 t	0 t	0 t	0 t

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
115 t	47. t	60 t	27 t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

		【目標】		
		産業廃棄物の種類	コンクリート破片	安定型建設系混合廃棄物
	②計画	全処理委託量	500.t	20.t
		優良認定処理業者への処理委託量	t	15.t
		再生利用業者への処理委託量	500.t	t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		熱回収未着手外の熱回収を行う業者	t	t
		(今後実施する予定の取組)		
		<ul style="list-style-type: none"> ・現状の取り組みを維持継続と共に、出来る限り再生処理業者に委託する。 ・分別徹底の実施により、混合廃棄物を削減する。 ・混合廃棄物の再生比率の高い処理業者の選定に取り組む。 		
	※事務処理欄			

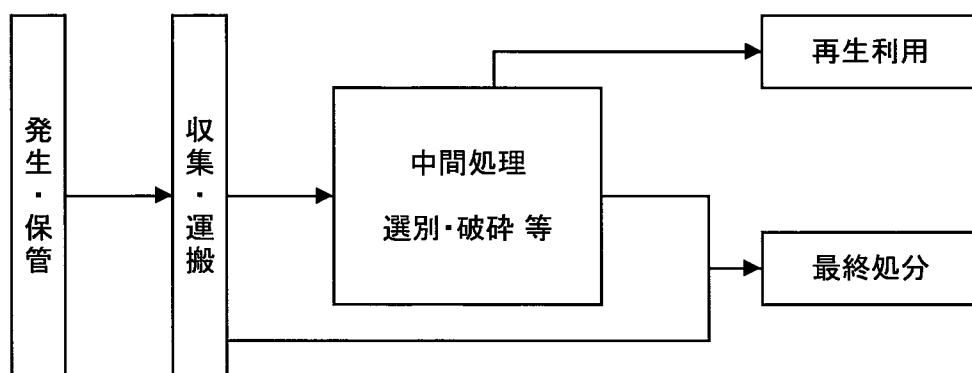
②計画

廃プラスチック	木くず	石綿含有がれき類	廃石膏ボード
15, t	15 t	10 t	10, t
10, t	t	10, t	t
t	15 t	t	10, t
t	t	t	t
t	t	t	t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理工程



管理体制図(会社組織図)

現場所長: 廃棄物処理管理責任者
担当者: 廃棄物処理担当者

